



して、いかようなお考えを持つておられるか。また現実に、各地方において相違いがあるか。この問題も新聞に見るの通りであります。この問題も、将来法規をいかにいかにものをつくりまして、選挙の本質を阻害するということになるのであります。現在からすてにこの問題に關しましては、選挙管理委員会といたしまして、十分に対策を考へられるべきだと私も考へておるのであります。その点に關しまして、委員会においでいかような御用意が、御説明いただきませうと思つておられます。

○吉岡政府委員 衆議院議員の次の選挙を目ざしてのいろいろの政治的の動きは、私も聞いております。これが事前運動にまぎらわしいというふうな話もしばしば伺つております。全国選挙管理委員会といたしましては、いろいろそういう事柄を考慮に入れて論議をしておるのであります。何分にもやはり国民全体の自覚を促すことが第一である、こういう考へのもとに、昭和十年ころでありましたか、選挙期正運動というものがあつたが、まああれと同じような考へで、今後やるについては、肅正というふうな何か消極的な意味からはよろしくないが、もつと積極的に民主政治の確立といふことについて努力をすべきではないかといふことで、より／＼協議をしておりますが、まだ具体的にどういふことをやるかといふ点については、申し上げるまでに至つておりません。ただこの前の選挙期正運動のときの経験に倣しまして、やはりあまり官が先に立ち過ぎた

よりなかつたらと、運動自体が上から押しつけられたような感じになりまので、任んどうに国民の中から盛り上つたような気持ちで、民主主義政治の確立のための運動なり何なりをやりたいという考へで、協議をしていられる程度というのを申し上げておきます。まだ申し上げる内容はできておりません。

○床次委員 事前における選挙期正運動の根本をなすものは、政治思想の徹底にあると思つておられる。この徹底に關しましては、管理委員会においても相当関心を持つていただきたいと思つておられます。たゞいふゆる政治に対するいろいろの意見発表等の機会に對しまして、積極的な便宜を興えるということによりまして、正しい選挙運動へ移行することができると考へておられます。今日においては往々にいたしまして、集會あるいは政治に対する意見発表の機会が、比較的経費がかかるというふうな関係もあつて、この点に對しては、他の方によつて行われておるといふことは、はなはだ遺憾なものであります。やはり選挙運動そのものも、あつち事前運動といふものにもあつて、当然これは言論、思想をもつて行われるべきものと思つておられる。この点に對しまして、管理委員会におきましてもやはり積極的な準備をする。選挙の公営そのものばかりでなく、平素における政治運動といふものにもあつて、やはり積極的な考へが必要なのではないかと思つておられます。この点、十分ひとつ御研究をいただきたいと思つておられます。なお現在行われておられるいろいろの行為に對しましては、選挙管理委員会といたしまして、その事実をよく認識していただく

ことが必要だと思つておられます。なおこれに對して必要な処置があれば、いふゆる民間の運動を官によつて圧迫することはいけません。選挙運動開始後におきましては、不正な選挙運動に對しましては、厳罰主義をとつて行かれることは、これは当然だと思つておられます。開始してからは、任んどうの効果も上らないといふこともよく御承知だと思つておられます。この点に關しましては、ひとつ今から研究をしていただくし、なお、いふゆる民間の盛り上る政治意欲といふものを阻害しない程度で、むしろ正しい政治意欲は助長する考へ方におきまして、ひとつ対策を考へていただきたいと思つておられます。なお、つけ加えてお伺ひいたしますが、来年度の選挙運動の費用につきましては、多少の経費をお持ちになつておられるかどうかといふことを伺つておきたいと思つておられます。

○吉岡政府委員 床次委員の御意見、われ／＼同感でございます。そういう極旨で委員会でも研究しておりますが、まだ申し上げる材料がございません。はなはだ遺憾であります。よく研究いたします。

それから明年度における選挙啓発費は、政治啓発の費用といたしましては、全国選挙管理委員会の項目ではございません。内閣官房の項目の中に、民主政治の徹底のための費用といふものが二千万円計上してあります。これはその使ひ方について、全国選挙管理委員会として使えるかどうか、その辺のところはまだ交渉してあります。が、われ／＼の方もそれをある程度は利用できるというふうに考へております。

○門司委員 私は今の床次さんの質問だけではちよつとふに落ちないので、新聞ですてに御承知のように、また実際そうだと思つておられます。選挙はすでに始まつておるといふことが非常にたくさん書かれておられて、選挙運動といふものが、あまりいい形で行われていないようにわれ／＼も見受ける面が多分にあるのであります。これについて全国選挙管理委員会では何らかの通達をされたかどうかといふことであります。その内容はたとえば選挙の肅正に對して、選挙といふものをどういふふうに行うべきであるかといふことを指示されたことがあるかどうか。今の床次さんに対する御答弁では、何か検討しておるといふふうな御答弁ですが、検討をしておるうちに選挙も終つてしまつておるといふことは何にもならぬと思つておられます。選挙管理委員会は、あれだけ新聞にやかましく書いておられます。事前の選挙運動にお氣づきにならないはずはないと思つておられます。従つて全国の選挙管理委員会に何らかの指示がなされていなければならぬと思つておられます。この問題はなつき進んで申しますと、選挙法が改正されて、今までのようなお祭り騒ぎがでなくなるといふことになると、ことさらに事前運動が必要になるといふ考へ方から、よけい行われる。要するに選挙法改正に伴う事前運動がいろいろ行われておられる。それから追放解除その他の問題で、相当激烈な競争が行われるだろうといふことが予測されておられるから、やはり事前運動が起つておられる。こういうふうに考へておられます。管理委員会は今の床次さんに対する御答弁の通りであるのか、あるいはもう少し何か都道府県、市町村の選挙

○吉岡政府委員 現在総選挙といふことを考へてのいろいろの動き、事前運動であるか、政治活動であるのか、非常にむずかしいと思つておられます。われわれの方はいろいろのことを聞いておられますが、まだ事前運動であるといふことの断定をして、そのものといふ措置をしたといふことはございませぬ。

○門司委員 今のお話の通りであります。事前運動であるか、政治活動であるかといふのは、私は相当むずかしいと思つておられます。むずかしいと思つておられますが、春間新聞紙その他で伝えておられますように、選挙運動と政治活動との範囲がむずかしいけれども、むずかしいほど、この問題は速急に処理すべきだと思つておられます。むずかしいからといつて、これは先ほど申し上げましたように、選挙の終るまでわからぬ、裁判の終るまでわからぬといふようなことでは、選挙管理委員会があつてもなくても同じようなことになる。選挙管理委員会は選挙の事務を管理するの、選挙を管理するの、一体どつちなんですか。その点明確にしておいてもらいたい。

○吉岡政府委員 今御質問の点は選挙の管理であります。ただいろいろの動きに對する解釈について、多少相違があるかも知れませんが、そう考へて、また先ほど申しましたような考へで、具体的に指示をした事例はないのであります。

○門司委員 私はむしろ選挙の管理だと思つておりました。選挙の管理であるとすれば、少くとも日常そういう啓

管理委員会に指示されたことがあるかないかといふことを一応お尋ねしておきます。



の通り私も考えております。まだ具体的にどういうことをやろうということはやっておりますが、内々協議はして、大いに常時の啓蒙をやろうというつもりでおります。

○大泉委員 門司委員からも発言されたと同じようなものですが、選挙管理委員会は、やはり公正な選挙をするというところが、最大の目的でなければならぬと思うのです。それがやはり国民の良識にばかり期待して、国民が責任ある選挙をやらされるようにということは、これは国民をそれほど信頼するのには、けつこうですけれども、やはり過去の実績において、違反の実績というところをおかしいのですが、とにかく相当違反が現われておるといふことからこれを考察して、やはり選挙は国民のための選挙でもあるけれども、何といつても今日の動きというのは公報にや足らぬのではないか、いわゆる選挙に出る人が、とにかく今日強引に選挙運動を開始して、そうして国民が、いわゆる選挙したがごとく結果においてなるのです。今門司委員が言われた通り、選挙運動がすでに始まつておるといふ事前運動が、はたして安当であるかどうかというところについて、選挙管理委員会としてまかつく無関心でただ国民の良識にまかせるというところは、私はいけないと思うのです。先ほどお話のように取締りの方は違つていふならば、これは国警長官がおいでになつておられますので、国警長官からこれに対して、選挙の事前運動はどうかという型のものか、事前運動という一つの限界があるならば承りたい。私どもは国会議員が議会報告をする、あるいはこういふ議案が審議されてこう

なつたというよりな報告的なことは、政治活動としてもよろしいが、解除になつたからみんなにひとつ祝つてもらおうとか、あるいは今後立候補するからよろしく頼むというよりな事前の一つの宣言というものは、やはりどうも政治活動の範囲にやないと思つて、やはり選挙の事前運動はどういう立場まで見られるか、その期間的に見ても、おおよそ新聞その他に、もう選挙運動はすでに始まつておるといふように見られておるときであるのだから、取締り当局において無関心ではなからうかと私は思つておる。齋藤長官のお考え方をひとつ承りたいと思つておる。

○齋藤政府委員 選挙の事前運動の点であります。私どももたまたまこゝでいろいろお話が出ましたように、社会常識として、選挙の事前運動は、すでに実際始まつておる、これは認めざるを得ないように考えます。何が事前運動で何が事前運動でないかという点は、投票を得、または得しめる目的で、ある種のことをやつた場合は、これは選挙の事前運動として取締りを受けるべきものであるわけでありませう。しかしながらこの事前運動は、立候補をして初めて選挙運動をやつたんだというところがはつきりいたすわけであるのであります。その関係からいたしまして、立候補をいたさなければ事前運動をやつていても、現在は取締りができないことになつておられます。立候補してか前運動をやつたという事で、前にさかのぼつて取締りをする、こういう形になるわけでありませう。従つてわれわれといたしましては、現在の事前運動

が、もし本人が立候補したならば、選挙運動になつて、そして取締りを受けるというふうになるおそれがあるというので、ふだんからこれは注意をいたしておるわけでありませうが、しかしこの場合に選挙の期日の関係からいたしまして、立候補いたします前六箇月以内でありませうと、これは法の適用がありませう。従つて端的に言いますと、選挙期日前六箇月以内をやつたものでなければ、取締りの対象にはなり得ない、こういうことであります。それで今度の衆議院の場合には、来年の一月までは選挙がないという前提であるといひます。ならば、なおさらです。取締りの対象には法律上なり得ないといふことになりまして、これは法律の欠陥ではなからうか、かように考えておられます。

○大泉委員 そういひましたすと、六箇月といふものは取締りの当局の、いわゆる選挙期日から通算されたひとつのさかのぼつた計算になるのだが、国会によつて解散が行われる場合には、それは自動的に計算される結果になるのですが、そういう場合は、やはり選挙の目標が来年の一月であるとか、あるいは二月であるとかいうような立場からいひ、いわゆる六箇月を期間として計算すると、やはり違反と知りつつ、違反行為を事前運動としてやるけれども、六箇月といふものは自分が定めるものではないから、結局他に制約される結果になる。こういう場合には、警察はやはり六箇月をあくまでもきちんとしてやるか。たとえば八月に選挙がある、あるいは五月に選挙が行われるというふうな場合には、やはり選挙運

動、あるいはまた政治活動をした者が違反に問われるような結果になるわけでありませう。これに対してはどういうお考えでありますか、やはりあくまでも六箇月というひとつの制約された期間においてさかのぼつた計算で行くのか。あるいはその当事者がそうでないか。あるいはその見解のもとにやるのか、これはどうですか。

○齋藤(昇)政府委員 選挙期日はつきりいたしましたから六箇月さかのぼつて、そしてその間に行つた事前運動を捜査の対象に置く、こういうことになるわけでありませう。

○大泉委員 それからこれは選挙管理委員会の方ですが、どうも私どもは、選挙管理委員会の委員長を初め委員の方々も、その立場において非常に努力されておることとはしたしますが、どうも選挙法の根本的な改正といふことは、ちよい／＼私どもは承るのです。が、こういうことは選挙管理委員会として安当であると考えられるかどうか。私どもも選挙管理委員会としては、そういう選挙法の改正について意見として述べられることはけつこうでありませう。が、そういう政治的な活動に入るといふことは逸脱じやないか、こういうふうに思つておるのですが、今ここに委員長は、いませんけれども、委員会のどなたでも、もしその意思が代表されるならば、意見を承りたいと思つておる。

○吉岡政府委員 選挙制度の問題であります。これは一つは、新聞にいろいろ報道されておることは、内閣にありますが、選挙制度調査会における議論が報道されたことと思つておる。それからもう一つは、われ／＼の手元で、選挙制度調査会が、内閣総理大臣の諮問がありまして、それに基いた法律案を、参考のためにつくつたことにはあります。これはもちろんお話のように意見としてただ発表しただけのものでありませう。

○立花委員 吉岡さんにもよつとお尋ねいたしますが、今選挙事前運動が問題になつておりましたが、内容的には事後の問題ですが、実は昨年四月の地方選挙のあとに起つた問題ですが、これは全国各地で起つておるのです。典型的なものを一つ取上げますと、奥州の石巻市でございませう。ここで地方選挙をやりました際に、反対派にまわりました職員をあとで職首した。これに對しまして、組合の方から提訴いたしました。第一回の公平委員会が職首取消の決定がなされたわけがございませう。復職いたしましたところが、その翌日再び懲戒免職にしておるのでございませう。こういう事件が起つておるのでございませうが、こういうふうになつて参りますと、選挙の公平といふことは決して期せられない。特に地方選挙をめぐりまして、全国自治体にこういう問題が起つておりました、非常に職員の間選挙に対する忌避の感情が現われておるわけがございませう。こういう問題をどうお考えになつておるか。これは選挙管理委員会としては多少範囲が広すぎるかと思つておる。しかし選挙に対しては重大な問題なので、しかも典型的には、はつきり公平委員会でも扱つた問題なので、ひとつ御意見を承つておきたいと思つておる。

○吉岡政府委員 お話の事件を聞いておられますので、実際のことについては申し上げられませんが、もしそれがほんとうに選挙に反対側に立つたため



でも何でもないので、病人の投票をする、この場合に代理投票の場合の診断書に対する制限関係の規定を設ける必要がなきやいなや、結局不在投票の場合でもさようなことが起つたのであります。

○吉岡政府委員 今お話の病人の不在投票の問題であります。これは病人が結局自分のうちにおつて、投票用紙を請求して、うちで投票するのが不正が多かつたのであります。昨年の地方選挙で相当そういう事例を見たのでありまして、これはやはり制度に欠陥があると思つて、従来の選挙までは、それほど欠陥が見えなかつたのであります。昨年の地方選挙で非常な欠陥が出ましたので、その点はやはり何らか不在者投票制度自体について改正を加へべき問題だと思つております。

○佐藤委員 いま一つ不在者投票の場合であります。選挙名簿に正確を期してない登録がある。たとえば現に栃木県の宇都宮市で行われているのは選挙無効なりと管理委員会に異議の申立てをした。宇都宮の市会議員の半数以上の当選の有効無効を決するような状態の、無効投票はどこから起るか。要するに展示してからの名簿の訂正が完全でない。だから名簿の訂正について完全を期するようなお考えはなきやいなやという質問になるのであります。その趣旨は現に行われた選挙において、米の配給通帳を調査したところが、宇都宮市内において米の配給を受けない人間の数が七百人も出てしまつた。その投票が行われておる。そうすると有権者にあらざる投票者が七百人も出たことになつて、七百人とす

ると、宇都宮の市会議員は大体半分以上、十五人ないし十三人くらい失格するわけなんだ。現に行政訴訟が起きておるといふことを聞いておる。さうな状態であるから、有権者の名簿の確定において遺憾なきやうな方法を講ぜられるかどうかについて御質問するのであります。

○吉岡政府委員 選挙人名簿の調査が不完全なために行政訴訟が起きました。何人かの議員が当選無効になる例が昨年の選挙では相当あつたようでありまして、われ／＼の方としてはできるだけ正確な調査を期待しておるのであります。なか／＼十分に参らぬ点があります。ことに選挙直前に補充選挙人名簿をつくりますが、それを締め切つて確定した後の異動等についてはやはり問題がございます。これはむしろ制度自体の問題でもあると思つて、おられいろいろ解決の方法を考えておられます。それから選挙人名簿の調査の確実を期するために、できるだけのことはやつております。ことに明年度に予想されます衆議院議員の総選挙の経費の内容といたしまして、つまりあとの資格審査のための費用を、特に市については費用を特別にとりまして、なるべく正確な調査をするようにしたいと思つております。

○野村委員代理 本案に關します。質疑はこの程度にいたしまして、残余の質疑は次の機会に譲りたいと思つておる。

○野村委員代理 次にポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く警察關係命令の措置に關する法律

案を議題といたします。前会に引續いて質疑を続行いたします。

○立法委員 齋藤さんにお尋ねいたしますが、この間埼玉でB二九が墜落したのですが、そのとき警察も大分出ておられたようでありまして、向うの軍隊が出て参りまして、治安關係は全部向うのなすがままだである。日本の警察はおつてもおられないと同じだといふような状態が出たわけなんです。そういう際には日本の警察は一体役に立たないものかどうか。向うの指揮下に置くのかどうか。日本の警察独自の活動ができぬものか。それをひとつ聞かせてもらいたいと思つておる。

〔野村委員代理退席、大泉委員長代理着席〕

○齋藤(昇)政府委員 B二九墜落のときの事情は、私出張中でありましたので、詳しく承知はいたしておりませんが、かりにそういうような実際の警備の状況であつたと仮定をいたしまして、現在はまだ完全に占領下でありまして、従つてアメリカ軍の機密を保持する關係上、必要な指示があれば、その指示に従わなければならぬという關係になつておる次第であります。

○立法委員 非常に一般的なことでわからないのですが、占領下だからどういふ事態が起つてもいいというわけには参らないと思つておる。占領下であります。日本は独自の法律によつて、独自の行政がやれることになつておりますので、占領下だからそういう事態になつたとおつしやられるのですが、ではどういふ根拠でそういう事態になつたのか。具体的にどういふ指示が出たのか。どういふ機密保持でどういふ指示が出たのか。それをお聞かせ願わない

と、日本の国民はせつかく警察があつても役に立たないという事態には納得しないと思つておる。たとえば一つの例をあげますと、これは自治庁の次官にもお聞きしたいと思つておる。その村では村の機能がまつたく停止いたしました。村会も村の書類がないから開かれない。しかもその書類を取出すこともできない。何ら措置もできない。被害が幾らあつたのか、一体どうなつておるかまつたくわからぬ。村が二分されてしまひまして、連絡もとれないというやうな状態なので、そういう事態を今の警官に訴えまして何らの効力がない。そういうことが単に占領下だといふだけで許されていいのかわるか。村民はこれはアメリカ軍が掃つてくれなければどうにもならないということをおつておる。そういう状態ではどういふおいていいのかわるか、これをひとつ明確にしたいと思つておる。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの点はあるいは通行禁止の措置をとつた区域内の事柄じやないかと考えますが、これは日本官憲が、危険があるというので通行禁止をいたしましたのか、あるいは占領軍の見地から通行禁止になりましたのか、私まだ存じておりません。どちらにいたしましたとしても、そういう危険があります。通行禁止を日本官憲といふでもしなければならぬ場合があるわけでありまして、また先ほど申しました占領下であるからといつて、何でも聞かなければならぬのかといふお話であります。御承知の上におつて、占領命令の最初の第一号か第二号かに、全般的に日本官憲及び日本国民は、権限ある占領軍の命令に従わなければならないといふ総括的な指令が出ておることは、御承知の通りであります。これは何ら変更を求めておられないのであります。

○立法委員 だからさつきから尋ねておる。そういう一般的なことは承知してありますが、そういう一般的な場合に、日本警察はまつたく無能力になりました。そういう一般的な規定に基いての具体的な指示が出たのかどうか、それをお尋ねしたい。

○齋藤(昇)政府委員 日本の警察が無能力であつたとは考えません。しかしそのときの警備關係が、どういふ指令關係で、どういふように行われましたか、私承知をいたしておりません。必要に応じて十分取調べてからお答えをいたします。

○立法委員 これは重大な問題で、こういうことを御存じないといふことはもつてのほかだと思つておる。戦争が終つて、日本の国民の上には再び爆弾が落ちて来ることはないと思つておる。もし、火の玉になつたB二九が、爆弾を多数持つて落ちて来る。こういうやうなことがたび／＼起つておる。これは日本の国民にりましては重大な問題なんです。その治安の責任者であるあなたが、その場合日本の警察が何に基いて行動しておるかといふことを御存じないことは、これは責任問題だと思つておる。しかも何がゆゑに村会も御存じないと思つたか、村会を開いて善後措置をしなければいけないのに、村会の書類が出せない。しかも

あなたは、これを立入り禁止したのかどうか御存じないですが、一体自治体というものをどういうふうにお考えになつておられるか。こういう場合に自治体が機能を十分盡して罹災者を救済する、災害対策をやるということをやらなくて、一体日本の自治体の住民はどうして安心して生活ができますか。あんまり怠慢だと思ふ。そういう際には日本の警察は一体どうしたらいいのか。あなたは立入り禁止と言われましたが、しかしこれは日本の警官に言つてもらちが明かないで、向うの歩哨に言いますと、向うの歩哨が家まで案内して書類を持ち出さしておる。日本の警官は訴えに行つても何の役にも立たない。向うの軍隊の歩哨に話して初めて村会の書類が持ち出された。日本の警官は取次すらできない。こういうことではまづたく無能だと思ふのです。が、こういう点について日本の警察の活動の基準について御説明願ひたい。

○立花委員 具体的にちつともお示しがないのでわからぬわけですが。だから結局目的に、あなたが再三言われた占領下だからしようがないのだという意味にしか、B二九が落ちた場合に活動していかつたと考えるより私もは考へてのしかたがありません。これでは日本の国民が警察に不信の念を抱くのも無理がないと思ふ。

○立花委員 それで一般的なことを、これは自治庁の次官にお聞きしたいと思ふのですが、B二九が落ちました場合に、村の機能がまづたく活動停止になつてお

りますが、自治庁はこの問題を調査されましたか。

もう一つお聞きしておきたいのは財政の問題ですが、この村は大体年に九百万円ばかり予算を組んでおられます。損害は一千四百万円ばかりに達しておられます。八日と九日の二日だけで八十万円出しておられます。それでも救済も何もできないという事態が起つておるわけですが、年九百万円の予算で千四百万円の被害があつたのですから、これは当然だと思ふのです。これに對して何か国家の方で処置をお考えになつておられるか、自治庁の方では対策をお立てになつておられるか。厚生省の所管だといへば、形の上ではそうかもしれないが、地方自治体としては、まづた一つの町村が破産するかどうかの問題なんです。自治庁としては当然調査なり対策をお持ちだと思ふのです。あるいは他の政府機関に對しての交渉があらだと思ふのですが、この自治体行政の麻痺の問題、それから財政の負担の問題、これに對しての政府の対策と御意見を聞きたいと思ふのです。

○立花委員 これは実にとんでもないことなので、一回や二回じゃないわけです。B二九が落ちまして、一つの自治体が非常に大きな損害を受けたというところは、これはこの前にも横田で落ちておられます。九州でも二、三回落ちておられます。こういう問題をどう処理する

かというところは、当然政府の方で方針があつてしかるべきものだと思ふ。しかも今度は一番大きくて、十数名が即死し、数十戸の家が焼かれておるといふような事態なので、今に至つて次官が何らの意見も対策も持ち合せないということになりませんか、これは政府不信任といわざるを得ないと思ふのです。もし調査がないとすれば、ただいまでけつこうですか、今言いましたような事態について、おそらく次官も新聞紙上を通じてB二九墜落の具体的なことは御承知だろうと思ふのです。が、それに対してどういふ意見を今お持ちになつておられるか、対策をどういふふうにお持ちになつておられるか、これをお聞かせ願ひたいと思ふのです。

○立花委員 すみやかにと言つても、もう日が幾らたつておられるか、どうですか。なぜ今までやらないのか、どうしてやれなかつたのか、それを明白にしてください。政務次官の言葉は言ひのがれにしかすぎない。すみやかに対策を立てると申しましたが、B二九が落ちてから今日になつておられるか。東京の民主団体すらたくさん調査に行つておられるのです。それを責任の官庁が行かない、今になつて追究いたしますと、すみやかに対策を立てると言ふ。これは数字まで明白なものでございまして、新聞にも発表しておられるのですが、千数百万円の被害がある。それに対して村の予算は九百万円である。一日数十万円ずつの支出が必要だ。こういうことはもう

非常に明白なことなので、常識的なことである。これになぜ対策をお持ちになつていないのか。單なるすみやかに対策を立てるといふ程度のものじやなしに、もつと責任のある御答弁を願ひたいと思ふのです。

○大泉委員 代理 立花君、この問題は各委員会が論議されておるのですが、その程度でどうですか。

○立花委員 これは特に今申しましたように、自治体の機能が麻痺し、自治体の財政が破壊されるという問題なので、地方行政委員会の重大な問題なんです。これは一回や二回や三回ではありませんが、たび／＼こういう問題が起つておる。今行われております行政協定の玉になりましてB二九が爆弾を積んで落ちて来る、こういうことになりますと、これは重大な問題なんです。この問題だけでも、自治庁としてはさうな意見を行政協定の中に織り込む努力をしなければいけないと思ふのです。自治庁が今に至つても意見を述べておられないということは、行政協定もまづたく向うまかせである、自治庁として、自治体の財政を守るべき意見を、行政協定の中に織り込むことを何ら考へていないという事の明らか証拠だと思ふ。他の委員会で取上げておられます。私はこの地方行政委員会こそこれに責任があると思ふ。次官はどういふふうにお考えになつておられますか。

○立花委員 たいまお答えいたしましたように、現在私どもの方でどうするといふ決定の案が出ておられます。それからよく打合せして御返事いたします。

○立花委員 齋藤さんにもつとお聞きしたいのですが、最近治安機構の問題が非常に問題になつておられます。国警と特警の協力関係、あるいは一本にするという問題が出ておられますが、そういう点は今どこまで進んでおつて、どこまで齋藤さんは御存じなのか、お聞かせ願ひたい。

○齋藤(身)政府委員 たいまの段階では、まだ申し上げる結論に達していません。かやうに私は申し上げておきます。

○立花委員 話ができないと申されます理由をひとつ承りたい。

○齋藤(身)政府委員 まだ結論を得ないと申し上げておられます。

○立花委員 さいせんもB二九の際に申し上げましたが、齋藤さんは、占領下だからしかたがないとおつしやるのですが、占領が終りまして後の駐屯軍との協力関係、これにたいま行政協定が進行中で、日本側としては向うの案にそのままサインをするのではなしに、日本の案を持つて行つておられることを、盛んに政府あたりでは言つておられるわけなんです。駐屯軍と警察との協力関係につきましては、日本側としてはどういふ案を持つておられる、特にまたその中で警察の問題に關しましては、日本側の協力に關するどういふ案をお持ちになつておられるか。おそれくこれは岡崎未来の外務大臣だけが御知りになつておられるのじやないと思ひますので、治安の責任にある齋藤さんが具体的な意見をお持ちになつて、それが反映されておられると思ふのですが、その点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○齋藤(身)政府委員 行政協定につき

ましては、私は何も申し上げるものを持つておりません。

○立花委員 そういたしますと警察機構の問題と、警察と駐屯軍との協力関係などにつきましては、警察側では一切知らない。何も意見を求められてもいないし、また出してもいい。ただ今行われている行政協定の会議に出席している者に、全部白紙委任してあるというふうに理解していいと思うのですが、そうでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 私は関係当局の方々を信頼いたしております。その内部の関係はどうかという点は申し上げることは差控えます。

○立花委員 これはまつたく意見がなく、白紙委任ということだろうと思えます。それでは具体的問題でお聞きしたいのですが、最近非常に弾圧の形が鋭く出て来ておるのです。——これは地方行政委員会でありますから、自治体の問題で申しますと、長野県田口村の事件、これなどは非常に小さい部落である。そこをその部落の人口に数倍するような警官で包囲いたしました。村の出口四箇所に査問所を設け、出入りを一々調べる。小学校の中で子供まで捜査尋問する。子供の弁当箱の中までひっくり返す。女の人は下着一枚にまでするというので、そのため全村の機能が麻痺するようなことをやつておる。これは私どもの兵庫県の木曾町、これは戸数が八十戸くらいのところですが、ここで朝鮮人の間に正月の祝酒を飲んでけんかが起きた。これをきつかけにいたしました戸数八十戸ばかりのところへ六百ばかりの警官が動員いたして参りました。全戸至

るところへ土足で上つて、令状も何もなしに捜査逮捕をやつておるといふことで、ささいなる事件をやらえまして、全自治体機構を包囲いたしました。自治体機構の機能を麻痺させるような形で警察権を行使しておる。しかも何ら正当な理由もなしにやつておるのです。こういうことが最近至るところに起つておるのですが、具体的に例をとりまして、田口村のような場合に、国警の方ではどういふ報告をおとりになつて、どういふ見込みをお立てになつておるのか。あるいははいざいざ申し上げました兵庫県の木曾町の場合はどういふ問題だつたのか、これをひとつ聞きたいと思つておる。

○齋藤(昇)政府委員 兵庫県の場合は私まだ報告をよく受けておりませんので、必要がありましたら調査の上お答えをいたしたいと思います。

田口村の事件はただいまおつしやるような、全住民に御迷惑をかけるようなやり方はいたしておりません。また事件が起りました後に、警察官が翌早朝査問所四箇所を設けまして、警備及び被疑者あるいは被害品の発見のために活動をいたしましたことは、なるほど事実であります。しかし人数もただいまおつしやるような多いものではないと思つておる。この村及び周辺の村と合せまして、百二十七名が従事をいたしましたのにはすぎないのであります。人権の尊重につきましては、十分配慮をいたして捜査を続けておるわけでありませぬ。軽微な事件とおつしやいました

が、私の方といたしましては決して軽微な事件とは考えておりませぬ。○立花委員 どういふ意味で軽微な事件でないかと御判断なさるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 本村における従来のいふ／＼な関係及び当日警察官が暴行を受けた状況から考えまして、これは單なる偶発的な、そしてとるに足らない暴行事件、かように考えるわけには参らないものであります。

○立花委員 どういふ報告で、どういふ事実で、單なる偶発的なものでないかと御判断になつたのか、私は不可解なもので、地元警察では、これは決して計画的な暴動でも組織的なものでないといふことを言つておりました。

○齋藤(昇)政府委員 この日に警察官を組織的に襲撃しようとしてやつたという、そういう組織的な事件とは考えません。事件はそのときに偶発的に起つたのでありまして、偶発的にあつた事件が起り得るといふことにつきましては、われ／＼といたしましては、いふ／＼重大に考えなければならぬ点が多々あると考へます。

○立花委員 ちよつとこれは重大な問題ですが、事件は偶発的に起つた。しかし起つた背後には何かあるのじやないか、そういうふうに齋藤長官の言葉は解されるのですが、あなたの言葉の通り地元の警察では偶発的だと言つておられるのです。しかもそれを齋藤さんは背後関係があるとおつしやつておるのですが、何に基いて偶発的な事件を背後関係と結びつけておるのか、それをお聞かせ願わぬと私どもは納得できなぬ。実はきのうも衆議院の法務委

員会で松阪事件をお取上げになつて、警察から市役所から、消防団から新聞社まで、全部呼びましてやつたのです。何でもないと結論が出ておるのです。あの事件なんか、犯人が逮捕されまして、まつたく何でもないとおつたことが明白になつておる。ところが当時検査あたりまで、共産党の背後関係で、第二の三鷹、松川事件だと言つたということが新聞に載つておりました。これは東京の新聞でもか／＼と載つておる。しかも法務委員がきのうまで取上げておるわけなのです。單に退校された学生の恨みのための放火事件であれば、法務委員会で取上げる必要はないと思つた。ところが、やはり背後関係が何かあるといふふうな誤つた方針で、きのうまで衆議院を騒がしておるわけなのです。こういう問題と関連いたしまして、長野県の偶発的な事件が、何か背後関係があるといふふうにお考えの上で、いわゆる見込み捜査を申しますか、まつたく政治的な偏見から出ますところの捜査で騒がしておる。これは、あなたの言葉からどういふことと、あなたの言葉からどういふことと、あなたの明白だと思つておる。現地に

行つて調査して参りますと、やはり事件の発端はそういう国警の誤つた見込み捜査、これが偶発事件の発端をなしておる。たとえば、国警の方で、信州のこの方面に、追放幹部の某が潜入したから警備を固めよといふようなことを発表されておる。事件が突発いたしました三、四日あつた。その某共産党幹部は東京方面に逃走したといふような新聞記事まで出しまして、まつたくでたらめな情報で人が騒がせをやりまして、事件をでつち上

げておる。むしろ警察の方が事件をでつち上げておる。ここに私新聞を持つておりますが、地元の新聞でもこういうことを報道いたしました。そういう空気の中で、ああいう突発事件を起しておいて、しかも突発事件がこれに参りますと、その手配した男は東京方面に逃走したといふふうなことで新聞に出しておる。そうなるまで新聞に出しておる。事件の背後に何か組織的なものがあるといふことよりも、むしろ事件の背後には、国警の政治的な偏見に基づく意図を含んでおる。この方が明白なんです。たまた／＼そういうことが今の齋藤さんの言葉で暴露されたと思つて、事件は偶発的である。しかしその背後には大きなものがあると思つた。これを発表なさつたのですが、どういふ具体的な事実で、偶発的なものが背後のものに結びついておるとお考えになつておるのか。これを明確にしたいだけだか、私どもは納得できないし、またそういうことを明白にしないで、ありもしない背後関係を振りまわして、警察の行政をやられるとすると、これはたいへんなことになつておる。この点をひとつ明らかにしたい。

○齋藤(昇)政府委員 私は背後関係という言葉は使つておりませぬ。また、ただいまは捜査の途中でありますから、ここでお答えのできない点がありますので、御了承願ひたいと思つておる。ただ警察官が職務質問をしたというところから端を発しまして、数名の警察官がああいう暴行を受けておるとは、相当重大な事件と私は考えております。

○立花委員 あなたの今お認めになつ







と、国警長官も何ら関與されずに、関係方面の意向が、そのまま教法的に押しつけられたという印象を、国民は受けております。それからこれは巷間のうわさで信憑性は疑わしいのでありますが、この問題に關連して国警長官は全然関與されておらぬ。大橋國務大臣がほとんど独断専行されておる。相当有力なスタッフである警察の幹部、部長、長官等々を無視して、關係方面あるいは予備隊との折衝をやつておられるというようなことも言われておりますが、この点に關しましても何か長官お氣づきの点がありましたらならば、この際お伺いしておきたいと思つております。

○藤田委員 予備隊の増強の可否、またその程度いかんという点に關して、私が直接關係しておるかおらぬかというお話であります。私は直接にはこれに關係をいたしておりません。またそれは当然だと考へております。先ほども申しますように、警察の力の限度というものは、おのずからわかつておるわけでございます。その点は十分これは承知をいたしてあります。しかしそれ以上の点に關して、どれだけの力を備えたものがあれば實際、役に立つかという事は、予備隊自信を運営しておる者の責任でないとわかりません。そういう意味で、私はそういうことに關與をすべきものではないというように考へます。

○藤田委員 この予備隊の増強に關する質問に對して、長官の認定がわれわれと多少食い違つておりますが、私は講和条約が効力を発生いたしましたし、進駐軍の威力というものが非常に減殺されれば、当然現在の予備隊、国警、

自治警の機構では、国内の治安に完璧を期し得ない、ある程度の増強は絶対に必要であるという認定のもとに、国警長官として職務を遂行されておるといふふうに想像いたしておりましたが、先ほど来の御答弁によれば、その点がどうもはつきりしない。この点もう一回念のためお伺いして、大橋大臣の御出席を後日仰ぎたいと思つておりますが、講和条約効力発生という重大な国内治安の轉機に際しまして、予備隊の増強は特に必要であるといふふうに、われ／＼と思つておられますが、この点もう一度お伺いしておきます。

○藤田委員 その意味におきましては、先ほども申しますように、私は国内治安の面から考へて、予備隊を今までもより増強していただく必要がある、かように考へております。はたして内容いかんということになりますと、予備隊の力を實際に知り、實際に運営している方ではないとわかりませんから、その御判定が必要だ。お前の方はそんなに言つたつて、力がそれだけではないかというふうな測定は、われ／＼にはできません。またすべきでないと思ひます。

○藤田委員 新聞の報道でも御存じの通り、近く日米合同委員会ができました。この幹事にはおそらく国警長官も加わられると思ひますが、ぜひとも自主性のある観点に立つた折衝を、国内治安の問題に關しては徹底的にやつてもらいたいというふうに、私はこの際要望いたしておきます。一昨年の八月でございました警察予備隊令、これをおそらく国警長官も御存じなかつたと思つて、今日この予備隊のいろ／＼な欠陥が

暴露されつつあるのをごいします。国民の総意を反映した法律を用いずして、政令でつくつたというところに、日本の敗戦後の歴史に一大汚点を印して、このなじりが今日相当深刻に続いている。まして予備隊内の顧問の問題その他に關しても、今後日米合同委員会において、相当に日本は不利な立場に立つたのではないかと。部隊以上には全部アメリカの兵隊が顧問として入り込んでおります。こういうことでは、予備隊はアメリカの傭兵になることとははつきりいたしておられます。従いまして、この際予備隊に日進月歩の兵器に對する新知識を授けることの本部の顧問は、ある程度月給をやつて雇ふ必要はありましようが、その他の顧問は全部引揚げる必要があるわけでございます。こういう問題に關しましては、私は国内治安の一番重大な枢機にあられる国警長官が相当思い切つて、日本独自の立場から立案折衝されるように、この際要望しておきたいと思ひます。

最後に伺ひたいのは、機構の問題——時間が非常に遅くなつておりますから、一言お伺いしておきますが、新聞にいろ／＼機構問題に關して報道されております。この機構問題に關しまして何か長官の所見がありましたらならば、あるいは国警当局としての案がありましたらならば、この際お伺いして後日の審議に資したいと思つております。

○藤田委員 政府委員 私といたしましては、もちろん所見も意見もございします。しかしそらいつた所見や意見は、いろ／＼研究中でありますので、その結論を得る前にいろ／＼なことを申し

述べますことは、かえつてよくないと考へます。結論を得ますまでは、ひとつごかんべんを願ひたいと思ひます。○藤田委員 それに關連してお伺いしておきますが、これはわれ／＼の誤解であれば幸いでございしますが、この治安機構の改革の問題に關しまして、国警長官以下の意見というものがほとんど考慮されず、担当大臣のみでこの問題が推進されておるといふようなことありましかどうか、この際お伺いしておきます。

○藤田委員 政府委員 さようなことは私はないと思つております。○藤田委員 担当大臣だけで機構改革が推進されているというようなことは、ないという御言明がありましたので、参考にしたしたいと思います。新聞の報道によれば、相当重大な変革が計画されている。しかも連日のように關係閣僚の會議が開かれております。この際國會にその間の経過につき詳細御説明がある方が、あらゆる立場からむしろ有利ではないかというふうに思ひまして、長官の腹案でもあればと思つてお伺いしたわけでありますが、この点は後日に譲りたいと思つております。まだ質問者もあるようでございますから、私はこの辺で打切つておきます。

○門司委員 簡単に聞いておきたいと思ひますが、今までの答弁を聞いておきますと、ちよつとわれ／＼のふにおかないことがありますので、一応聞いておきたいと思ひます。そらすると、齋藤長官のお考えでは、国内の治安力というものと、国の警備力というものは別に考へていられるかどうかお伺いします。私がいろいろことをお聞き

しますのは、国内治安の關係から来る警察予備隊の増強でありますれば、實際情勢がいかかでありましようとも、先ほど藤田君からも話をされましたように、あるいは長官も御答へになりましたように、やはり国内の警備力というものの、治安を維持する力というものは、どこまでも今までの国警ないし自治警でなければならぬという解釈ができるのであります。しかしそれらの責任者であります齋藤さんの意見というものがあまり取入れられない、あるいは増強されることになつて参りますと、国内治安と日本の国の警備力というものと別のやうな感じを、われわれに持たせるのですが、その点はどういふふうにお考へになつておりましたか。

○藤田委員 政府委員 これは全然別個のものとは私も考へません。その点は御意見の通りだ、かように考へます。しかしながらその国内の治安を守るにつきまして、普通の警察とそれから予備隊、この二本で守らうという現状になつております。予備隊につきましては、私は全然所管外であります。従いまして、普通警察で可能な限度というものは私の方ではわかつておきます。それ以上の限度になりましては、鎮圧をはかる必要があるわけであります。そこでその予備隊の力というものは、われ／＼も全然わからぬというわけではありませんが、皆さんも大体おわかりであらうと思ひますけれども、やはりこれを運営してはる当局であります。ほんとうの力というものはわか

りません。その当局の見られるところ

午後一時十八分散会

で判断をしなければならぬということ  
 は正しい。しかも現在よりも将来の治  
 安を考えますと、先ほど申しますよう  
 に、内外いろ／＼の点から考えまし  
 て、今日の状態では十分でないとい  
 う、これは抽象的でありますけれども、  
 その程度は私の方もまったく同じ意見  
 であります。実際の実力測定というも  
 のは、その方の専門でないかわかりま  
 せんし、横合いから私が言うべきもの  
 とは考えません。

○門司委員 あとはいづれ委員長にお  
 願いたしましたして、大橋さん、あるい  
 は木村法務総裁においてを願つてお伺  
 いくことと思つたしまして、最後に聞  
 いておきたいと思つたことは、機構  
 の改革であります。問題は現在の特審  
 局と警察との関係でありますが、これ  
 が何か形の上でかえられるように、わ  
 れ／＼は拜聴しておるのであります  
 が、これは伝えられますように、特審  
 局が何らかの形で今の警察、いわゆる  
 国警、自治警の中にその力が入つて来  
 るような、警察機構の改革が今考えら  
 れておるかどうか。その点について、  
 もし斎藤さん御存じだつたらお聞きか  
 せ願いたいと思つた。

○齋藤(昇)政府委員 たび／＼申して  
 おりますように、これにつきまして  
 は、まだ政府といたしまして、まづた  
 く結論が出ていない、かように私は申  
 し上げざるを得ないのであります。ま  
 だ研究中の問題につきましてもいろ／＼  
 申し上げますことは、ひとつ遠慮をさ  
 していただきたいと思つた。

○大泉委員長代理 本日はこの程度で  
 終了いたしました、次回は公報をもつ  
 てお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

頁	段	行	誤	正
一	二	二〇	移議	委議

第十三回国会  
 衆議院  
 地方行政委員  
 会議録第三号  
 中正誤